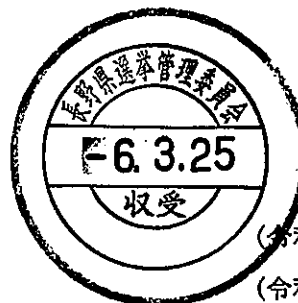


(その1)

収 支 報 告 書



(令和 5 年分)
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 おかもら 岡村 のりあき 後援会

2 主たる事務所の所在地 中畠野市 豊科 南徳高 975-1

3 代表者の氏名 岡村 典明

4 会計責任者の氏名 原 正廣

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 岡村 典明

(電話) 090 - 1653 - 4465

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

5 年整理番号 5510

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収入総額C (A+B)			十位			百万	1	1	8 ^千	3	1	0 ^円
(前年からの繰越額) A								3	8	3	1	0
(本年の収入額) B								8	0	0	0	0
支出総額D								8	1	0	4	0
翌年への繰越額 (C-D)								3	7	2	7	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額			十位			百万				千		円
員 数												人

(2) 寄 附												
ア 寄附 (イを除く) の区分	金 額										備 考	
(ア) 個人からの寄附			十位			百万	8	0 ^千	0	0	0 ^円	
(うち特定寄附)												
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0	
(ウ) 政治団体からの寄附											0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)							8	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												
イ 政党匿名寄附											0	
合 計 (ア+イ)							8	0	0	0	0	

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分		個人				
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)		金 額				年月日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)		備 考		
岡村 豊明			百万	8	0	0	0	0	R5. 4. 20	安曇野市豊科南徳高1037-1	(株)ノーストン社長	
この頁の小計				8	0	0	0	0				
その他の寄附								0				
合 計				8	0	0	0	0				

- (備考) 1 寄附者の区分(個人からの寄附・法人その他の団体からの寄附・政治団体からの寄附)ごとに別業とすること。
 2 同一寄附者は続けて記載すること。
 3 合計欄は最終頁のみ記載すること。
 4 住所は長野県内の場合は郡市から記載すること。県外の場合は都道府県名から記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目	金 額										備 考	
			十			百			千			円
1 経 常 経 費												
(1) 人 件 費 a												0
(2) 光 熱 水 費 b												0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 c									4	4		0
(4) 事 務 所 費 d								3	0	0	0	0
小 計 A (a+b+c+d)								3	0	4	4	0
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費 e												
(2) 選 挙 関 係 費 f												
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 g (h+i+j+k)								5	0	6	0	0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 h												
イ 宣 伝 事 業 費 i								5	0	6	0	0
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費 j												
エ そ の 他 の 事 業 費 k												
(4) 調 査 研 究 費 l												
(5) 寄 附 ・ 交 付 金 m												
(6) そ の 他 の 経 費 n												
小 計 B (e+f+g+l+m+n)								5	0	6	0	0
合 計 A+B								8	1	0	4	0

(備考) 1 g欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 宣伝事業費 (宣伝費)				
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	百万	千	百	十	円	銭					
ホームページ			5	0	6	0	0	25.7.24	(株) マド.ワンニング	伊那市 西春近 5839-6	
この頁の小計				5	0	6	0	0			
その他の支出								0			
合計				5	0	6	0	0			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 25 日

政治団体の名称 岡村のりあま 後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 原 正 廣 原

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。